

指定保養施設利用の留意事項

1 補助額は……1人1泊 1,500円 (対象者：継続組合員及びその配偶者)

2 「宿泊利用補助券」

- (1) 必ず事前に交付を受け、施設へ持参してください。事後の発行はできません。
- (2) 施設に着いたら、受付と同時にフロントに提出してください。
- (3) 名義の貸し借りはできません。
- (4) 指定保養施設は継続組合員・配偶者それぞれ年間15泊、湯治施設は継続組合員・配偶者それぞれ月内7泊を越える利用はできません。なお、夫婦共、継続組合員の場合は、それぞれが継続組合員とその配偶者として申請可能です。
- (5) 指定保養施設であっても、旅行業者が仲介する場合は、原則として使用できません。
- (6) 宿泊以外の目的で利用することはできません。
- (7) 「山の家・海の家」利用券や特別保養施設利用補助券は併用できません。
- (8) 宿泊施設のキャンセル等で宿泊利用補助券を使用されなかった場合は、必ず教職員互助組合までご連絡ください。

3 施設予約時の注意

- (1) 指定施設であるかの確認をし、直接予約をしてください。
- (2) インターネット予約について
 - ・ インターネットで予約をする際、利用補助券が使用できない施設もありますので、事前に施設に確認をしてください。
 - ・ 予約取消の場合、違約金を必要とする施設もありますので、注意してください。
 - ・ インターネット予約での利用補助券は現地精算のみ使用でき、ネット決済の場合は使用できません。
- (3) 施設へ電話で宿泊予約をする場合は、教職員互助組合の利用補助券を使用する旨をお伝えください。

4 「宿泊利用補助券」の申請

(1) webの場合

宿泊利用補助申請メールフォームに必要事項を入力し、送信してください。宿泊利用補助券は入力したメールアドレスにPDFファイルで返信しますのでPDFファイルを印刷してご利用ください。なお、午前受信分は当日発行返信予定ですが、午後受信分は、翌業務日以降の取扱いとなる場合がありますので、お急ぎの場合はお電話でのご連絡をお願いします。

(2) 郵送の場合

所定の申込書に必要事項を記入し、教職員互助組合に返信用封筒（切手貼付）を添えて申し込んでください。郵送日数を考慮し、早めに手続きしてください。

利用補助券は施設(ホテル等)宛には送付いたしませんのでご了承ください。

※ 内容変更は、教職員互助組合へ変更の申し出をしてください。利用者による訂正は無効です。急な変更が生じた場合は、事前に教職員互助組合へ連絡してください。